

## 水源林造成事業の完了後の評価の実施について

### 1. 背景

水源林造成事業では、これまで、事前評価、期中の評価を実施しているが、完了後の評価の実施実績はない※。本事業は、事業計画単位で評価する他の林野公共事業と異なり、分収して事業が終了する契約がベースになっており、今般、令和4年度の契約終了地の事業費を集計したところ、2つの広域流域について総事業費10億円以上となり、完了後の評価対象となることが判明した。このため、今後、技術検討会において、完了後の評価を実施する必要がある。

※水源林造成事業は、分収林契約に基づき実施されているが、長伐期施業等への転換のため契約を延長するケースが多く、完了後の評価（広域流域単位で総事業費10億円以上）の実施実績はない。

### 2. 完了後の評価の実施時期

本事業として初めての完了後の評価となることから、本検討会において、評価方法等をご議論いただき、考え方を整理した上で、令和6年度技術検討会において、完了後の評価を実施する。

### 3. 本検討会における検討内容

長期間にわたる事業実施を通じて、無立木地等から森林を造成した効果を客観的・効果的に評価するためには、どのような観点が望ましいかなど。



## 完了後の評価個表 (イメージ)

整理 番号	
----------	--

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S36年度～R〇年度
事業実施地区名	〇〇川広域流域	事業実施主体	国立研究開発法人森林研究・整備機構
事業の概要・目的	① 位置等 ② 目的 ③ 事業の概要等		
①費用便益分析の算定基礎となった要因の変化等	総便益 (B)		千円
	総費用 (C)		千円
	分析結果 (B/C)		( . )
	注：括弧書きは令和〇年度の評価時点の数値である。		
②事業効果の発現状況	ア 造林地の生育経過 開始時点から伐採前までの林況の変化等		
	イ 水源涵養機能の発現状況 簡易水道の水源や農業用水の取水地等の有無や流域河川の状況等		
	ウ 景観に与えた影響 副次的な効果は景観以外にもあり得ることから変更を検討 (「ウ その他」等)		
③社会経済情勢の変化	ア 契約地及びその周辺地域における森林資源の状況 評価対象流域における事業開始時期からの森林資源等の変化等		
	イ 周辺地域における森林整備や利水施設の整備等の状況 都道府県・市町村等における事業開始時期からの森林・林業を巡る情勢の変化、ダム等の水資源関係施設の整備の状況等		
④今後の課題等	当該対象地の評価結果を踏まえた今後の事業実施のあり方 等		
水源林造成事業評価技術検討会の意見			
評価結果(案)	・必要性： ・効率性： ①～④を踏まえて、必要性、効率性、有効性の観点から評価 ・有効性：		

(抄)

「林野公共事業の事業評価実施要領」の水源林造成事業に係る運用について

14 林整整第 376 号

平成 14 年 12 月 18 日

林野庁森林整備部整備課長通知

(最終改正：令和 4 年 3 月 18 日付け 3 林整整第 1118 号)

水源林造成事業の事業評価は、「林野公共事業の事業評価実施要領」（平成 12 年 3 月 13 日付け 12 林野計第 73 号 林野庁長官通知。以下「要領」という。）によるほか、本運用の定めるところによるものとする。

第 1 から第 3 (略)

第 4 完了後の評価の実施に関する事項

1 評価の実施時期

実施時期については、要領第 8 の 2 に基づくものとするが、契約により事業を実施した場合にあっては、原則として契約が終了した年度とする。

2 評価の方針

要領第 8 の 3 の評価においては、事業の効果を総合的かつ客観的に評価するものであることに留意し、次の各事項について可能な限り地域の実情を反映したものとなるよう努めなければならない。

(1) 費用便益分析の算定基礎となった要因の変化

当該広域流域における植栽、保育等に要した費用

(2) 事業効果の発現状況

ア 造林地の生育経過

イ アを踏まえた水源かん養機能の発現状況の推定

ウ 景観に与えた影響

(3) 社会経済情勢の変化

ア 契約地及びその周辺地域における森林資源の状況

イ 周辺地域における森林整備や利水施設の整備等の状況

(4) 今後の課題等

当該対象地の評価結果を踏まえた今後の事業実施のあり方

第 5 から第 9 (略)